

《高齢者向け》

季節性インフルエンザ予防接種のお知らせ

島牧診療所以外の医療機関で接種を希望する方のうち、次に該当する方は、事前の手続きが必要です。

01 ▶ 65歳以上の方

02 ▶ 60～64歳で心臓や腎臓、呼吸器の機能に障害があり身の回りの生活を極度に制限される方

03 ▶ 60～64歳でヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害があり日常生活がほとんど不可能な方

【手順方法】

- (1) 右の「定期予防接種依頼申請書」を福祉課保健指導係まで提出してください。
- (2) 約1週間ほどで「①予防接種実施依頼書」、「②予診票」、「③インフルエンザワクチン 予防接種費用助成申請書」を希望する送付先へ郵送いたします。
- (3) ①、②を医療機関に提出し、予防接種を受けてください。
※予防接種実施依頼書には有効期限がありますのでご注意ください。
- (4) 接種後は③と領収書（予防接種を受けたことが分かるもの）の写しを添付し、福祉課保健指導係まで提出してください。後日、助成額を振り込みます。

この手続きは、予防接種の副反応により、医療機関で治療が必要になった場合や生活が不自由になった場合（健康被害）のための救済措置（予防接種健康被害救済制度）を利用するために必要な手続きです。また、島牧村の予防接種費用の助成を受けるためにも必要です。

島牧診療所以外の医療機関で接種を希望される方は、「予防接種実施依頼書」の交付を受けてから接種するようご注意ください。

お問合せ/申請先 福祉課保健指導係
電話 0136-75-6001